平成２８年（フ）第１８８号
熊本市西区花園５丁目１番１―401号　井芹団地
債務者　村上千英子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１４１号
沖縄県那覇市宮城１丁目２番15号　レオパレスコンフォルテ105
債務者　斎藤真知子
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２８０号
神戸市垂水区西舞子８丁目16番19―705号
債務者　尾谷静男こと　尾谷　**静**男
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７３号
神戸市垂水区名谷町字高曽2292番地の10　市住３―1017号、従前の住所神戸市垂水区潮見が丘１丁目６番11号　アーベインヒル１―Ｃ
債務者　足立　隆信
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５号
長崎県佐世保市横尾町1571番地１　メゾン・ド・ファミーユＢ201、前住所長崎県佐世保市母ヶ浦町1792番地１　リバービレッジ３号室
債務者　松本　剛義
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１３５号
沖縄県那覇市字栄原１丁目６番48―510号　小禄市街地住宅
債務者　岡島　慎弥
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１４３号
沖縄県浦添市内間４丁目26番５号
債務者　泉　　広美
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２４６号
川崎市高津区明津89番地１　カーサしらい２202
債務者　今野　初美
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
静岡県下田市四丁目６番18号
債務者　三橋　昭彦
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第１５号
静岡県下田市四丁目１番20番　青葉荘202号室
債務者　植竹　健治
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第５５号
青森市大字合子沢字松森41番地　コーポ八甲田Ａ―101
債務者　吉川　武蔵
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６７号
青森市大字大野字若宮98番地11
債務者　浅利　牧子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６１号
青森県弘前市大字西茂森２丁目19番地13
債務者　野呂　基子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第６８号
青森県弘前市大字桔梗野３丁目10番地１　市営住宅Ａ―102号
債務者　古賀　聡士
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第５８１号
名古屋市千種区今池５丁目３番６号　サンパーク今池1003号、従前の住所沖縄県糸満市字糸満1830番地の３　レオネクストちゅらゆい201号室
債務者　田中　美保
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６号
沖縄県名護市字為又1194番地１　豊里マンション１―Ａ
債務者　山城百合奈（旧姓古堅）
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第３３号
山口市佐山400番地　松永茂男宅の長屋
債務者　重本富美夫
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係